

令和8年度「食品衛生月間」啓発資材作成業務委託契約に係る  
企画提案方式（コンペ方式）による公募について(公告)

次のとおり企画提案方式（コンペ方式）により受託者を公募します。

本件公募は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生ずるものとします。

令和8年3月11日

香川県知事 池田豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度「食品衛生月間」啓発資材作成業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年6月12日（金）まで
- (3) 契約限度額 220,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の概要 別添のとおり。

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県の県税に滞納がない者

3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 応募意思表明書及び応募資格要件に適合することを証明する書類（以下「応募意思表明書等」という。）を下記11の応募先まで提出してください。

1) 提出書類

- ① 応募意思表明書（参考様式1）
- ② 応募資格要件に適合することを疎明する書類（参考様式2）
- ③ 香川県税の納税証明書（未納がない旨の証明）

ただし、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づ

く物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者及び県税の納税義務がない者（任意団体など）は提出不要です。

## 2) 提出方法

- ・①②については、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールで提出する場合は、PDF形式に限ります。
- ・③については、持参又は郵送により提出してください。

## 3) 受付期間・受付時間

### 【持参の場合】

(受付期間) 令和8年3月11日(水) から令和8年3月25日(水) まで  
(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

### 【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和8年3月11日(水) から  
令和8年3月25日(水) 午後5時15分まで(必着)

- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、3月26日(木) までに応募資格の確認結果を郵送又は電子メールで通知します。
- (3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書(デザイン内容が分かるもの(B3版及びA4版カラー)、見積書。デザインは1事業者につき1点までとする。以下同じ。)を提出することができます。
- (4) 応募に要する全ての費用は、応募者の負担とし、不採用の場合にデザイン料の支払いはありません。また、応募書類は返却しません。

## 4 説明会

本業務の企画提案を実施するにあたり、説明会は開催しません。

## 5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類(電子データを含む。)が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

## 6 質問の回答方法

質問がある場合は、質問書(参考様式3)を令和8年4月2日(木) 午後5時15分までに下記11の照会先へ、持参、電子メール又はファクシミリにより提出してください。

令和8年4月6日(月) までに、応募資格要件に適合する者全員に電子メール又はファクシミリにて回答します。また、下記11の場所において閲覧に供します。

## 7 選定方法

応募の受付期間終了後、応募資格要件に適合した者を対象として質問の受付を行った後、企画提案書の提出を求めます。

(受付期間) 令和8年4月17日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 午後5時15分まで(必着)

(提出書類) 上記3(3)のとおり

この企画提案書について、選定委員会において審査の上、候補者を選定します。

なお、審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、候補者なしとします。

○ 選定委員会設置要領から抜粋

第8条 提案者の評価は、次条で定める審査基準により行う。

2 候補者の選定は、次に掲げる各基準に基づき行うものとする。

(1) 各委員の評価点の合計点が最も高いもの

(2) 最も多くの委員から最高評価を獲得したもの

(3) 次条で定める各評価項目について、各委員の評価点から最高点及び最低点を除いて算出した平均値が他の提案者と比較して最高である評価項目数が最も多いもの

3 前項各号に掲げる基準ごとに1位となった回数を算定し、その回数が最も多い者を候補者とする。この場合において、前項第3号の基準は、同項第1号及び第2号の基準により候補者を決定できない場合に限り算定に用いるものとする。

4 前項によっても候補者が決定しない場合、見積書に記載した金額が最も少額である者を候補者として選定する。

5 前項によっても決定しがたい特段の事情がある場合は、委員の協議により候補者を決定する。

## 8 審査基準

審査は、下記の各項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の委員(7名以下)が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。

(1) 評価項目

① 食品衛生知識の普及啓発として内容が適切であること(啓発目的の明確さ)

② 生又は加熱不十分な食肉による食中毒の危険性が訴求できていること(内容の適切さ)

③ 啓発資材として、分かり易い写真、イラスト、内容であること(分かり易さ)

④ 消費者及び飲食店営業者等県民の注目を引きやすい内容であること(啓発対象の適切さ)

⑤ 啓発資材の色合い、デザインが適切、効果的であること(色合い等の適切さ)

(2) 評価基準

大変優れている=5点、優れている=4点、普通=3点、

やや劣っている=2点、劣っている=1点

(3) 下限の点数の設定

下限の点数として満点の6割を設定します。この点数を満たす企画提案がないときは、候補者なしとします。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年5月上旬(予定)に応募者全員に通知します。ただし、審査の経緯

については公表しません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

## 9 契約書作成の可否

要します。

## 10 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

## 11 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10

香川県健康福祉部生活衛生課食品衛生・諸営業グループ 担当者：梶田

電話：087-832-3180（直通）

ファクシミリ：087-862-3606

電子メール：eisei@pref.kagawa.lg.jp

## 12 スケジュール

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| 3月11日（水） | 公告開始              |
| 3月25日（水） | 公告終了、応募意思表明書受付締切り |
| 3月26日（木） | 応募資格要件の確認結果通知     |
| 4月2日（木）  | 質問の受付締切り          |
| 4月6日（月）  | 質問への回答及び閲覧        |
| 4月17日（金） | 企画提案書受付締切り        |
| 4月下旬（予定） | 審査会               |
| 5月上旬（予定） | 審査結果通知、契約締結       |